

生活困窮者自立支援法実施に関する意見書

厚生労働省社会援護局
局長 鈴木 俊彦様

平成27年6月23日
一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク
代表理事 岡崎 誠也
宮本 太郎
奥田 知志

4月より施行されました生活困窮者自立支援法につきましては、制度実施のためご尽力いただいていることに敬意を表します。

同法は、生活困窮に陥った方々の状況を「経済的困窮」と「社会的孤立」という二つの視点で捉え、その状況打開のための支援を生活保護に至る前の段階で実施しようとしています。こうした複合的な観点に立って支援を実施したその成果を、いかなる指標で測定するかは、今後制度を定着させる上で、たいへん重要な課題となりつつあります。

本年3月31日付で厚生労働省社会援護局・生活困窮者自立支援室から自治体の主管部局宛に出された「事務連絡」に示された「目安値」では、①新規相談件数 ②プラン作成件数 ③就労対象者数 ④就労・増収率の4点が挙げられています。また、「目安値」に付随する「申し添え」として「本制度の評価に当たっては、就労・増収などによる経済的変化の面のみではなく、意欲の向上や社会参加の増加なども含め、多面的に行うことが極めて重要」と、きわめて適切な指摘がなされています。

今後、自治体の就労支援の力を高めつつ、併せて社会的孤立の解消や居場所づくりをすすめていく上で、この「申し添え」の内容に沿いつつ、「目安値」とされた指標を具体化・多面化し、評価の仕組みを確立していくことが必要になっていると考えます。

「生活困窮者自立促進支援モデル事業推進検討会」が本年3月に終了した後、制度実施推進に関する新たな検討会議の継続実施が期待されていましたが、折しも6月から新たな検討会議が開始される旨連絡をいただきました。これを歓迎すると同時に、同検討会議等の場で、上記の評価制度の確立を優先的な議題として議論を深めていくように、ご高配をお願いします。

以上